

第4章 その他

1 児童虐待防止について

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

(1) 児童虐待の定義

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律 第2条）

分類	内容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより一室に拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

(2) 児童虐待の現状（児童虐待相談対応件数）

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあります。本県における児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は以下のとおり推移しております、高止まり傾向にあります。

[本県の児童相談所の児童虐待相談対応件数（件）]

	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件 数	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987
前年度比	180.0 %	121.4 %	141.6 %	96.4 %	97.9 %	109.5%	88.7%	110.9%

[種別対応件数（件）]

	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
身体的虐待	239	322	564	547	579	511	408	521
性的虐待	4	18	28	27	25	25	37	23
ネグレクト	244	252	421	335	329	364	289	351
心理的虐待	649	787	940	974	910	1,119	1,057	1,092
合計	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987

(3) 児童虐待防止のための主な取組

ア 広報啓発活動

児童虐待に関する意識を高め、早期発見や早期対応につなげるため、一般県民に向けに新聞・テレビ・ラジオ等の各種媒体を活用し、周知・啓発活動を行っています。

[参考]

- ・ 児童相談所虐待対応3桁ダイヤル189（いちはやく）
「児童虐待かも」と思ったら、たとえ勘違いの可能性があるとしても、迷わず、すぐにお電話ください。



- ・ 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口です。※匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。相談内容の秘密は守られます。



イ こどもをまもる地域ネットワーク育成強化事業

児童虐待の早期発見・早期対応を図るにはこどもに關係する様々な機関が連携するネットワークを構築することが重要です。このため、このようなネットワークを構築し関係機関相互の連携を図り、要保護児童に関する情報や考え方を共有し、問題の効果的な解決を図るために、各児童相談所において、管内市町村等を構成メンバーとした地区別要保護児童対策連絡会議を開催しています。

また、児童相談所、市町村、NPO法人等の民間団体、児童養護施設などの職員に対する研修などを実施することで専門性の一層の向上と、人材育成及び連携強化を図っています。

ウ 市町村等関係機関との連携

- ・ 市町村との連携においては、令和4年3月に、「児童虐待防止体制の充実に向けた市町村と児童相談所間の役割分担ガイドライン」を市町村との共同で策定し、令和4年度より本格運用を開始しました。市町村が実施する在宅での継続支援等がより適切に実施できるよう児童相談所職員が必要に応じてサポートするなど、連携した支援に取り組んでいます。
- ・ 地域に身近な児童虐待の相談窓口である市町村や、全市町村に設置された要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）に対する研修等の支援を行っています。

[参考]

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。このため、関係機関（地域の福祉関係者や学校、警察、児童相談所など）により、こどもや保護者（妊婦）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、法律上、要保護児童対策地域協議会が規定されており、地方自治体はその設置に努めるものとされています。

エ 「こども家庭センター」の設置促進

国は「要対協」の構成機関との連絡調整を密にしながら、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問までを行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町村に設置するよう方針を示し、令和4年6月改正の児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」の一体的に運営する「こども家庭センター」の設置を努力義務としました。

このため、県としては、こども家庭センターの全市町村への設置促進を図るとともに、児童相談所との適切な連携の下、子どもの命を守る両輪として機能させることで、保護が必要な子どもやその保護者に切れ目のない支援が提供できるよう取り組んでいます。

[参考①]

懲戒権とは？

かつて、民法第822条には、親権を行う者が「監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という趣旨の規定があり、これを一般に「懲戒権」と呼んでいました。これは、子どものしつけのために、必要な範囲であれば親が子に制裁を与えることを認めるものと解釈されてきました。しかし、この規定が、児童虐待、特に「しつけ」を口実とした体罰を正当化する根拠として使われかねないと長年問題視されてきました。こうした背景を受け、令和4年に民法が改正され、令和6年4月1日から、この「懲戒権」の規定は削除されるとともに、代わりに以下の2つの新しい規定が設けられ、体罰等が明確に禁止されました。

① 体罰等の禁止（新設された民法第821条）

「親権者は、子どもの人格を尊重するとともに、その心身の健全な発達に有害な影響を与える言動をしてはならない」と定められました。

② 子の人格の尊重等（改正後の民法第822条）

「親が子どもをしつけるに当たっては、子どもの人格を尊重し、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」と定められました。

※ 近年相次いで発生した児童虐待による死亡事件を受け、令和元年6月の改正児童虐待防止法により令和2年4月から、保護者による体罰が法律で禁止されています。

[参考②]

「しつけ」と「虐待」の違いは？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります、体罰でおさえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示すなどの本人が理解できる方法で伝える必要があります。

これらは全て体罰の一例です。（記載されていることだけが「体罰等」ではありません。）

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩かれた。
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・ 友達を殴って怪我をさせたので、同じようにこどもを殴った。
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。
- ・ 言うことを聞かないので、反省するまで鍵のかかる部屋に閉じ込めた。
- ・ 冗談のつもりで、「お前のなんか生まれてこなければよかった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った。
- ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした。

児童虐待は様々な問題が複雑に絡み合って発生します。一般的には、児童虐待の原因として、次のようなことが言われています。

[こどもの状況]

- ・ 行動面の問題・・・・よく泣く、こだわりが強い、偏食が多い、落ち着きがない、不注意等
- ・ 生育上の問題・・・・発育や発達の遅れ、慢性的な疾患、未熟児等

[保護者の資質、夫婦関係]

- ・ 極端な育児方針、暴力の容認、養育能力の不足、関係機関との関わりに拒否的、精神不安定、アルコールや薬物依存等
- ・ 夫婦の不仲、D V（配偶者からの暴力）

[養育環境]

- ・ 経済的困窮
- ・ 孤立（周囲との交流がない、頻繁な転居、親族等からの協力が得られない等）

2 ヤングケアラーについて

(1) ヤングケアラーの定義

令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーが、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されました。「過度に」とは、これらの世話によって子ども・若者が子どもらしい時間を過ごすことや、学業・友人関係などに影響が出ることなどが考慮されます。

[世話の一例] ※こども家庭庁ホームページより抜粋

- ・ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・ 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・ 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

(2) ヤングケアラーの現状（実態調査）

ヤングケアラーは、こどもや保護者自身に自覚がないなど、表面化しにくい構造であることから、その実態を正確に把握するため、発見しやすいとされる県内の学校現場、小中高生に対する実態調査を教育委員会と連携して実施しました。結果として、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生及び中学2年生が3.8%（約26人に1人）、高校2年生が3.2%（約31人に1人）でした。そのうち、「ほぼ毎日」が4～5割程度、平日1日あたり世話に費やす時間は、「3時間以上」は4割程度となりました。

また、満18歳以上の県民7,500人（無作為抽出）を対象として、ヤングケアラーの当事者意識等について、実態調査を行ったところ、自分はヤングケアラーだと思うかについて、「かつてそうであり、現在も続いている」が1.2%、「かつてはそうであったが、現在はそうではない」が5.6%となりました。

(3) ヤングケアラー支援について

ヤングケアラーが抱える問題はデリケートなため、家庭内で隠されやすく、本人自身も持っているケアを日常的なものとして認識し、その負担を自覚していない場合や、周囲に知られたくないという気持ちを抱えている場合などが考えられ、積極的に助けを求める（自治体の相談窓口に来所する等）は、心理的なハードルが高く、なかなか行動を起こせないことが多いです。そのため、こどもや家族に関わる周囲の人々（学校の教職員、地域の福祉関係者、医療従事者など）がヤングケアラーの存在に気づき、支援につなげることが重要です。この際、ヤングケアラー支援にあたっては、以下の留意事項について考慮する必要があります。

- ・ 家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- ・ こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる。
- ・ 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要（保護者の病気・障がいによりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がない世帯）

また、国のヤングケアラー支援ガイドラインでは、機関が連携をとりながら支援を行なっていくことが重要とされており、まずは「ヤングケアラー支援担当部署」を自治体ごとに設置することが提言されています。

ア 県の相談窓口について

「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」にヤングケアラー専属のコーディネーターを配置して相談を受け付けています。

[参考]

子ども・若者総合相談センターは、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者（0歳から概ね30歳代を対象）及びその家族等からの相談を受け付ける窓口です。電話、電子メール、SNSによる相談や来所による相談に対応し、月に数回、出張相談会を実施します。様々な種類の相談を受け付け、必要に応じて支援を実施している各関係機関へつなげています。

- ・ 場 所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目2-2
宮崎県企業局庁舎2階
- ・ 開 所 日 月・火・水・金・土（木・日・祝日・年末年始を除く。）
- ・ 開所時間 午前10時から午後5時まで
- ・ 電話番号 0985-41-7830
0120-730-130

イ 市町村の相談窓口について

各市町村の相談窓口は以下のとおりです。

市町村名	機関名	電話番号	受付時間（平日）	連絡対象
宮崎市	子ども家庭支援課	0985-40-2231	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
都城市	こども家庭課	0986-23-0964	8:30~17:15	児童関係
	福祉課	0986-23-0963	8:30~17:15	高齢者関係
	障がい福祉課	0986-23-2980	8:30~17:15	障がい関係
	学校教育課	0986-23-2186	8:30~17:15	学校教育関係
延岡市	こども家庭サポートセンター	0982-20-7250	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
日南市	こども家庭センター	0987-31-1174	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
小林市	小林市こども家庭センター	0984-23-4319	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
日向市	こども課	0982-66-1021	8:45~16:30	ヤングケアラーの総合窓口 ※受付時間内での相談が事情により難しい場合は17:15まで対応可能です。
串間市	学校政策課	0987-55-1119	8:30~17:15	学校教育関係
	福祉事務所	0987-72-1123	8:30~17:15	児童関係、障がい関係、高齢者関係
西都市	西都市こども家庭センター（こども家庭課内）	0983-35-3666	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
えびの市	こども課	0984-35-0732	9:00~16:00	家庭相談員
	こども課	0984-35-3739	8:30~17:15	児童関係
三股町	福祉課	0986-52-9060	8:30~17:00	ヤングケアラーの総合窓口

高原町	健康課 (子育て支援係)	0984-21-2423	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
国富町	福祉課	0985-75-9403	8:15~17:00	児童関係、DV 関係、障がい関係
	保健介護課	0985-75-9423	8:15~17:00	高齢者関係
	教育総務課	0985-75-9401	8:15~17:00	学校教育関係
綾町	福祉保健課	0985-77-1114	8:30~17:15	児童・障がい・高齢者関係
	教育総務課	0985-77-5002	8:30~17:15	学校教育関係
高鍋町	高鍋町子ども家庭支援センター	0983-35-3310	8:25~17:10	ヤングケアラーの総合窓口
	福祉課	0983-26-2010	8:25~17:10	ヤングケアラーの総合窓口
新富町	福祉課	0983-33-1293	8:30~17:15	児童関係
	教育総務課	0983-33-6079	8:30~17:15	学校教育関係
西米良村	福祉健康課	0983-36-1114	8:15~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
木城町	福祉保健課福祉子育て係	0983-32-4733	8:30~17:15	児童関係、障がい関係
	福祉保健課介護保険係	0983-32-4734	8:30~17:15	高齢者関係
	包括支援センター(福祉保健課内)	0983-32-2729	8:30~17:15	高齢者関係
	教育課学校教育係	0983-32-2369	8:30~17:15	学校教育関係
川南町	福祉課こども家庭センター	0983-32-0340	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
都農町	健康管理センター	0983-25-1008	9:00~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
門川町	こども課	0982-63-1140	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
諸塙村	住民生活課	0982-65-1119	8:15~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
椎葉村	福祉保健課	0982-68-7512	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
美郷町	町民生活課	0982-66-3604	8:30~17:15	児童関係
	健康福祉課	0982-66-3610	8:30~17:15	障がい・母子・高齢者関係
	教育課	0982-66-3608	8:30~17:15	学校教育関係
高千穂町	福祉保険課	0982-73-1202	8:30~17:15	児童関係
	教育委員会	0982-73-1205	8:30~17:15	学校教育係
	保健福祉総合センター	0982-73-1717	8:30~17:15	母子・高齢者関係
日之影町	こども家庭センター	0982-87-3802	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1702	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口